

## 弁護士が無料で臨時電話に応対します

現在コンビニエンスストアは全国に約4万5千軒。本当に日常生活にかかせない商業施設です。

2009年6月22日、公正取引委員会が「見切り販売」をさせない本部の行為は独占禁止法違反(優越的地位濫用)であると認定したように、加盟店と本部との間には様々な問題があると指摘されています。

しかし、加盟店の声はなかなか外部に聞こえてきません。

コンビニ業界のより健全な運営を実現するため、この110番で広く事情を 調査し、適切な法令や運用の実現をはかりたいと考えます。

ぜひ、あなたの声をお聞かせ下さい!

## 10月7日(水)午前10時~午後4時

TEL: 06 6364 0366

主催:大阪弁護士会・日本弁護士連合会

問合わせ先: 大阪弁護士会 (TEL: 06 6364 1227)

問い合わせ先電話番号と相談用電話番号は異なります。

お間違えのないようご注意下さい。

10月5日(月)~9日(金)を中心に全国各地で実施します。 面接相談を行うところもあります。

詳細は日弁連ホームページ (http://www.nichibenren.or.jp/) をご参照ください。